

〒960-1801 福島県相馬郡飯館村草野字大師堂 81

TEL：0244-26-7957 FAX：0244-26-7958 e-mail：iitate@coral.ocn.ne.jp

HP <http://www.do-fukushima.or.jp/shoukoukai/iitate/>

○福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金

第3次公募のご案内

事業の概要

1 事業の目的

原子力災害により甚大な被害を受けた 12 市町村内において、民間団体等が行う、12 市町村内における創業や 12 市町村外からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、働く場・買い物をする場などまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組みを促進することを目的としています。

2 補助対象事業者

- ① 12 市町村において操業する者
- ② 原子力災害時に 12 市町村内において事業を行なっていなかった事業者であって 12 市町村内において事業展開を行う者

3 補助対象事業

補助対象事業者が 12 市町村内で行う、補助事業を実施するために必要な経費（施設等の購入・借入・整備費や設備費など）

4 補助対象事業費の限度額及び補助率

限度額：450 万円 補助率：2/3 以内

5 事業期間

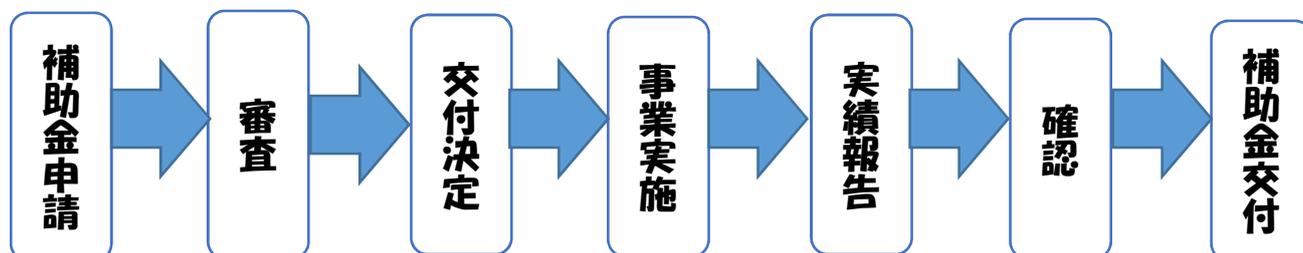
補助金交付決定後～平成 30 年 2 月 28 日（水）

※補助対象事業は本事業期間内に完了する必要があります。また、避け難い事故による場合を除き、事業の繰越は認められません。

6 公募期間

平成 29 年 9 月 11 日（月）～10 月 18 日（水）（当日消印有効）

7 事務の流れ



○建設機械技能講習（玉掛け・フォークリフト）

平成29年8月23日（水）～25日（金）に玉掛け技能講習が開催されました。悪天候にもかかわらず、3名の方が受講され、無事修了することが出来ました



また、平成29年9月5日（火）～9月8日（金）の日程でフォークリフト運転技能講習が開催され、3名の方が無事終了しました。



商工会よりご案内

○事業再開等支援補助金申請の飯舘村役場受付についてのお知らせ

村の広報等にも掲載されておりますが、村では今年度、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金を受けて村内で事業継続・再開されている方へ、総事業費の一部補助を行います。

【申請受付期間】平成30年3月9日（金）まで

【補助率】総事業費の5%

※県補助事業が完了し、県の補助金確定後の申請となります。

※村への申請の際に、県補助金の交付申請・実績関係書類等の写しが必要となります。

提出書類について

事業再開補助金を採択され、実績報告まで完了し県の補助金確定後に、上記補助金を希望される方は、商工会までお問い合わせください。

お問い合わせは：飯舘村復興対策課商工労政課 電話：0244-42-1620

飯舘村商工会

電話：0244-26-7957

○事業承継・消費税転が対策セミナーのご案内

先日、会員様には郵送でご案内いたしましたが、10月に3会場にて開催されますので、事業承継に向けた準備などについて必要な知識など身に付けることができますので、参加ご希望の方は、商工会までお問い合わせください。

平成29年 **10月10日** 火
川俣町中央公民館
〒960-1463 伊達郡川俣町字樋ノ口11

平成29年 **10月18日** 水
福島県男女共生センター
〒964-0904 二本松市郭内1丁目196-1

平成29年 **10月26日** 木
小高生涯学習センター 浮舟文化会館
〒979-2124 南相馬市小高区本町二丁目89-1

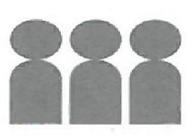
申込先 各所属商工会	川俣町商工会	TEL 024-565-2377	FAX 024-565-2382
	都路町商工会	TEL 0247-75-2497	FAX 0247-75-2883
	浪江町商工会	TEL 0243-22-9100	FAX 0243-22-9105
	葛尾村商工会	TEL 0240-29-2252	FAX 0240-29-2068
	小高商工会	TEL 0244-32-0300	FAX 0244-66-1195
飯館村商工会	TEL 0244-26-7957	FAX 0244-26-7958	

**受講料
無料**

お申し込み
下記申込書にご記入の上、TELまたはFAXにて9月29日(金)までお申し込みください。

○平成29年度 ふくしま産業復興雇用支援助成金(雇入費・住宅支援費)募集のご案内

募集期間：平成30年1月12日(金)まで

 雇入費は、3年間で**最大2,000万円**助成!

 住宅支援費は、3年間で**最大720万円**助成!

助成金額

- 雇入費
29年度に雇い入れた対象者1名につき、3年間で最大225万円、1事業所合計2,000万円を上限に助成します。
- 住宅支援費
29年度に取り組んだ住宅支援(住宅手当の導入・住宅の借り上げ等)について、かかった経費の3/4を、3年間で最大720万円助成します。

対象事業所 (主な要件)

- 原則、29年度初めて申請する事業所
- 対象者の雇い入れに先立って、補助金又は融資を受け、産業政策による支援の対象となっている事業所

対象者 (主な要件)

- 平成23年3月11日に岩手・宮城・福島県に居住していた、又は三県の企業に就職していた方(雇入費のみ)
- 平成29年4月1日以降に雇用された方

※住宅支援費については、事業者が住宅支援の取組を新たに実施し、かつ被雇用者がその取組を受給している必要があります。

